

令和 2 年度 日本水難救済会救難所の組織の運営と補償に対する補助金 評価表 NO. 1

所管部課名	防災安全課	担当者	西元						
事務事業名	災害予防応急対策費								
根拠法令	日本水難救済会救難所の組織の運営と補償に対する補助金交付要領								
補助経過年数	16年以上20年以下								
令和2年度 予算額	390千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
		千円	390千円	千円					
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	救難所における救難活動等の内容及び件数		0		令和7年度				
成果指標②	救難所会員数		600		令和7年度				
補助対象者	川内救難所、里救難所、上甌救難所、下甌救難所、鹿島救難所								
補助対象経費	日本水難救済会の年会費及び救助員の災害共済保険料								
補助対象事業・活動の内容	救助訓練の実施、救難資機材の整備、救助員の災害共済保険								
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	日本水難救済会年会費：救助員数×150円 日本水難救済会救助員等互助会費：救難所員数×500円								
上記項目の積算方法	同上								
補助を 受ける 3カ 年事 業の 決算 状況 等の	収入	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
		自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%	
		市補助金	348,250	100.0%	331,000	100.0%	326,150	100.0%	
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	348,250	100.0%	331,000	100.0%	326,150	100.0%	
	支出	事業費	348,250	100.0%	331,000	100.0%	326,150	100.0%	
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%	
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
			(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
			計	348,250	100.0%	331,000	100.0%	326,150	100.0%
		支出計/前年度支出計			95.0%		98.5%		
	自己資金/前年度自己資金								
	翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
	交付件数	5		5		5			
	成果指標の推移①	0		1		1			
	成果指標の推移②	555		510		511			
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」日頃からあらゆる事態を想定し、万が一の海難事故に備え、訓練を実施されたい。 【前回評価への回答】定期的に訓練を実施しているところである。 【事業のPR方法】なし 【費用対効果】水難事故発生時における救助員の補償等である。 【補助事業以外の事業】 【その他】なし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	漁協関係者はもとより一般市民の水難事故を対象としており、不特定多数の市民の利益増進に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	生業をもちながら、水難事故発生時には救助員として活動を行っていただいております、その活動に伴う保険料負担等は不可欠である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	救助活動にあたるための訓練を行っており、実際の救助活動においても大きな効果をもたらしている。また、市民への意識啓発にもつながっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が直接、多数の船舶を保有することができないため、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	救助活動・啓発関係の補助においては、当補助以外の交付が無いものである。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要領に基づき交付している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 生業をもちながら、水難事故発生時には救助員として活動を行っていただいております、その活動に伴う保険料負担等は不可欠である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

日本水難救済会救難所の組織の運営と補償に対する補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市総務部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 97 号）第 2 条の表に掲げる日本水難救済会救難所の組織の運営と補償に対する補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 日本水難救済会に所属し、本市に事務所を置く救難所（以下「救難所」という。）の円滑な運営を図るものであること。
- (2) 救難所は、水難事故等での救難活動及び事故防止活動を行うものであること。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内の額とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金は、協力会の運営に関する、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 水難救済に従事する救難所員の扶助・補償等に関する経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 9 月 30 日とする。

(交付の基準)

第 6 条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の支出に係る受領証等の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 8 条 補助金の効果(条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 救難所における救難活動等の内容及び件数

(2) 救難所会員数

(補助事業者等の責務)

第 9 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の水域における水難の予防と水難による人命、船舶等の安全について積極的に活動するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 19 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 20 年度において所要の措置を講ずるものとする。